

市民経済委員会会議録

平成19年4月25日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:07

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開催いたします。「所管事務の調査について」を議題といたします。質疑は執行部の説明の後、部ごとに区切って行いますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部の各課から所管事務について説明をお願いします。

○ 産学振興課長

おはようございます。それでは、資料に基づきまして、所管事務調査の概要説明をさせていただきます。

所管事務調査資料その1、経済部の資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。まず、産学振興課の所管事務について概要説明をさせていただきます。産学振興課は、平成19年度の組織機構の見直しによりまして、旧商工振興課を二分し、今年4月1日から新設された課であります。企業誘致担当及び新工業団地担当事務を所掌する企業誘致推進室と産学連携担当を所掌する産学連携室の2室で組織をされており、本庁職員10名体制で事務を行っております。

企業誘致推進室の主要な事務について御説明をいたします。1ページ右側であります。まず、1項目めといたしまして掲げております企業誘致活動についてであります。現状では研究開発型の適地といたしまして、幸袋地内の飯塚リサーチパーク及び製造業または産業支援サービス業などの適地として、旧穎田町勢田地内に福岡県が整備しております松尾工業団地等に対する誘致活動を、福岡県や関係機関と連携を図りながら推進しているところであります。誘致の現状につきましては、平成18年度に松尾工業団地に2社の進出協定を締結いたしております。詳細につきましては、後ほど報告事項で報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。企業誘致に向けました取り組みといたしましては、企業立地セミナーの開催や地元高校の同窓会や県主催のセミナーなどへ積極的に参加をし、PR活動を行うとともに、誘致支援に対する協力要請などを行っております。また、優遇措置につきましては、固定資産税相当額を補助する企業立地補助金などの補助要綱を見直し、新たな制度を平成20年度を目途に策定する予定であります。2番目の自動車産業研究会につきましては、現在、北部九州では日産、トヨタ、ダイハツなど国産大手自動車メーカーの最新鋭工場が集積いたしまして、2006年に国内における100万台の自動車生産拠点となりました。これにより、福岡県では新たに生産台数150万台、部品の地元調達率70%などの目標からなる北部九州自動車150万台生産拠点推進構想を策定し、取り組みを行っております。本市では、こうした状況を踏まえまして、自動車産業にかかわる地場企業の受注拡大、新規参入の促進を目的に平成18年に自動車産業研究会を立ち上げ、現在、会員22社において、自動車メーカーや会員企業の工場視察、講演会、セミナー開催などの事業を展開しているところであります。

次に、産学連携室の主要な事務について御説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。まず、1項目めのトライバレー構想についてであります。トライバレー構想は、企業誘致等の従来型産業政策が困難となる中、本市がさらなる発展を遂げるために頭脳集約的企業の集積を図り、産学連携などの各種関連事業を実施することにより、情報関連を中心とした産業の集積を図ることを目的に平成14年に策定をされました。現在では、資料に記載をいたしておりますトライバレー構想ソフト事業などの実施により、市内に約60社のベンチャー企業が集積をいたしております。今後も各種事業の実施により、新産業の創出、創業しやすいまちづくりを推進いたすところであります。なお、この構想は平成19年度に第1期の終期を迎えるため、今後は産業界を取り巻く環境の変化に対応しました国際化の推進に向け、トライバ

レー構想第2ステージのビジョン策定に取り組まなくてはなりません。

続きまして、2番目の飯塚アジアIT特区の推進であります。地域での構造改革を進めるため、平成14年12月に構造改革特別区域法が公布されました。地方公共団体や民間事業者などの自発的な立案によりまして、地域の特性に応じた起債の特例を導入する特区の区域を設けることがこれによりできるようになりました。福岡県内の構造改革特区は現在11件となっております。本市のIT特区につきましては、九州工業大学情報工学部を中心といたします卒業生や留学生などによる企業活動が活発に行われており、IT関連産業の集積が進んでいる地域であることから、外国人研究者や外国人情報処理技術者の活用などの既成の特例措置を適用することによりまして、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積を加速させていくため、この特区をIT関連産業振興の先進的モデル地域といたしまして、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指し、地域の活性化を図るものであります。

3番目の産業支援機関への支援であります。本市では九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部などの学術研究基盤が充実しているなどを背景にいたしまして、学術研究資源を有効に産業界で展開できるような機関といたしまして、平成4年に福岡ソフトウェアセンター及び平成5年に福岡県立飯塚研究開発センターがオープンいたしました。現在では、組織の充実と事業展開を促進するため、人材の派遣など、両施設の健全な事業運営に支援を行っております。また、平成15年にオープンいたしましたe-ZUKAトライバレーセンターは、「e-ZUKAトライバレー構想」に基づきますインキュベーション施設、いわゆる起業家支援施設であります。産学連携などの各種関連事業を実施することにより、情報関連を中心といたしました産業の集積を図ることを目的といたしております。この施設に関しましても、専門家によるアドバイザー事業等の各種支援を行っているところであります。

4項目めの地域産業の振興支援であります。嘉飯山地域産業振興協議会というのがございまして、地元企業の専門家、技術力と生産性の向上、新技術・新製品の開発、新分野の開拓などにより、地域産業が高度化することを基として、本市を初めとする2市1町の行政主導により設立された任意団体であります。現在では、産業支援施設や大学などと連携を深めまして、地域企業の自立的発展の基盤強化などを図るため、人材育成事業、情報提供事業や情報交換交流事業などを行っております。

最後に、5番目の市内大学の状況であります。市内大学の現状につきましては、その概略を資料に記載しておりますが、トライバレー構想に掲げます4本の柱の一つであります。産学連携による新しい産業の創出、新技術・新製品開発の支援などによる地域振興を図るため、九州工業大学情報工学部の産学連携センター飯塚分室、近畿大学九州工学部の九州リエゾンセンターとの連携を密にしているところであります。とりわけ、大学の技術やアイデアの利点、産業界との共同研究を推進するため、トライバレー構想ソフト事業におきまして産学官技術交流会を毎年開催いたしております。この交流会は、会場を九工大と近大との持ち回りで開催いたしております。平成19年度は近大理工学部で開催する予定であります。

また、最近では、近大理工学部キャンパス内にJSR株式会社、旧日本合成ゴム株式会社と近畿大学との共同研究施設JSR機能材料リサーチセンターが完成するなど、新たな展開が期待されているところであります。

以上、簡単ではございますが、産学振興課の事業概要説明を終わります。なお、4ページから8ページに関係資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

○ 商工観光課長

おはようございます。商工観光課の所管事項につきまして概要説明をいたします。

所管事務調査資料その1の9ページをお願いいたします。商工観光課は商工係、観光係の2係で組織され、課長以下、嘱託職員を含め6名で構成をしております。また、支所につきましては、経済建設課経済係が併任をしております。所掌事務につきましては、商工係が11項

目、観光係が5項目の業務を行っております。

次に、商工系の主な業務を4つ掲げております。まず、商工業の活性化については、商工会議所、商工会等と連携を図りながら、空き店舗対策を含め、商店街の活性化に向けた取り組みを実施しております。また、商工会議所等が行う経営診断、経営相談等の活動に対し補助金を交付するなど、商工業の振興と地域発展を目指しております。なお、今年度、中心市街地活性化計画を作成する予定であり、関係各課、関係機関と協議を進めたいと考えております。

次に、生活交通路線維持については、運行赤字によるバス廃止対象路線、小竹天道線、八木山線のバス路線維持のため、国、県の指導を受け、関係沿線自治体と連携して赤字補てんを行い、運行を継続しております。高齢者や学生等の移動手段の確保とあわせ、商店街集客のため、地域住民等と協働し、利用客の増加を図りながら、地域生活交通の確保に努める必要があると思っております。

次に、中小企業融資制度については、中小企業者の経営基盤安定のため本市独自の融資制度を展開しております。中小企業者が利用しやすいような融資条件を定めており、融資利率は1.55%としております。また、ソフトウェア業関連の企業支援資金では、融資利率1.45%とし、会社立ち上げに必要な資金の融資を行うなど、新たな企業の育成を図るとともに産業の振興を目指しております。

資料の12ページに中小企業制度融資別利用状況を掲げております。平成18年度の事業資金申し込みが5件で、うち3件の貸し付けを行っております。また、平成18年度末の貸付現在高は、累計で件数376件、金額にして19億5,055万4,000円の融資を行っております。

次に、雇用の確保につきましては、地域再生計画「e-ZUKAトライバレー構想」の実現に向けた雇用の拡大プランによる雇用の創出を行っております。計画期間は平成17年度から19年度で、今年度が最終年度となります。新たな雇用創出を図るため、IT企業などが求める高度な資質と専門的な技術を持った人材を確保するため、ワンストップサービスセンター飯塚を設置し、きめ細かなコンサルティングによる人材育成を行うとともに、オペレーター養成講座を実施し、求職者の資質の向上を行うことにより、本市が取り組んでいる新産業創出、企業誘致等の支援事業と相乗させ、新たな雇用の創出を図っています。事業関連の就職者実績は平成18年度87名であります。

次に、観光系の主な業務について説明をいたします。旧伊藤伝右衛門邸の観光の交流拠点としての活用については、今月28日に一般公開します旧伊藤伝右衛門邸を観光拠点として、嘉穂劇場、松木醤油屋、飯塚宿、内野宿などを結ぶ周遊観光、まち歩き観光を積極的にPRしていきます。また、本年7月17日に観光ボランティアガイド養成講座を立ち上げ、観光ボランティアガイドを育成、組織化することにより、地元のホスピタリティ意識の向上に努め、受け皿対策を進めております。

次に、まちづくり交付金を活用した施設整備については、平成18年3月に承認された都市再生整備計画に基づき、伊藤邸の購入、修復工事をはじめ、道路の整備、観光誘導サイン、案内板の設置等の観光施設の整備を行っております。まちづくり交付事業実施期間は平成18年度から平成22年度の5カ年で、事業費総額は6億5,000万円を予定しております。うち、まちづくり交付金交付限度額は2億6,000万円で、事業費の約40%であります。

次に、所管観光施設につきましては、八木山高原ユースホステル、八木山高原集会所の運営管理を行っております。また、サンビレッジ茜、内野宿友遊館長崎屋、庄内温泉筑豊ハイツについては、指定管理者に運営を委任しております。施設の説明については省略をさせていただきます。

最後に、観光イベントについては、観光協会、商工会議所、4商工会及び地元商店街の皆さんと連携し、さまざまなイベントに取り組んでいます。その中で、筑前いいづか雛のまつりは

今年7回目を数え、31万人の誘客実績を残し、県外にも浸透するほど本市の代表的なイベントになっています。13ページに飯塚市の主要な観光イベント、14ページには観光スポット一覧を掲げておりますが、今年度さらなる観光行政の充実を図るため観光基本計画を策定する計画であります。

以上、簡単であります。商工観光課の所管事項の概要についての説明を終わります。

○ 農林課長

おはようございます。配付しております所管事務調査資料により、農林課の概要について説明いたします。

15ページをお願いいたします。まず、農林課の組織についてであります。4係1事務所で構成しております。4係につきましては、農政係、農産係、林務係、農業土木係、1事務所につきましては市場管理事務所となっております。なお、市場管理事務所につきましては、平成17年度までは、皆様御存じのことと思っておりますが、商工振興課に所属いたしておりましたが、合併により、機構改革により平成18年度より農林課と所管がえになりました。

続きまして、農林課職員の配置状況について説明いたします。農林課職員は合計29名であります。内訳につきましては、課長1名、課長補佐2名、農政係は係長を含めて6名、農産係では係長を含めて6名、林務係では係長を含めて2名、農業土木係では係長を含めて10名、うち嘱託職員2名、臨時職員1名であります。市場管理事務所につきましては、嘱託職員1名を含めて2名で、合計29名であります。各係の業務内容につきましては、15ページより16ページに主だった業務を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

16ページからは農林課における主な業務について御説明いたします。農林振興の基本方針についてですが、この項に記載しておりますように、飯塚市の農業事情は、近年特に農業従事者の高齢化、後継者不足、農地の減少等で非常に厳しい環境にあると言えます。このような中、安定した農業経営を目指すため、担い手農家の育成は緊急な課題と位置づけし、取り組みを行っているところであります。また、食料・農業・農村基本計画による食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的発展に関する施策、農林の振興に関する施策を最大限に活用し、今後、本市の農業振興を図っていこうと考えております。

(1)の飯塚市の農業について御説明申し上げます。はじめに、米の生産調整ですが、生産調整につきましては、平成16年度より、作付面積を制限する方法から生産量を規制することになってきており、平成18年度実績につきましては、16ページの右下の表のとおり、ほぼ達成しているところであります。

続きまして、(2)の農業振興地域整備計画についてですが、農地保全のため有効な利用計画を立てた上での調整を図り、業務を進めていきたいと考えております。また、農振地域の見直しは10年周期で行われており、旧飯塚市では平成17年度に見直しを図ったばかりでありまして、合併により1市4町の統一を図るためにも、今後におきましては見直し時期を検討しなければならないと考えております。17ページに整備計画の策定状況と農用地面積を記載しております。

次に、17ページ左下の久保白ダム土地改良かんがい用水の説明をいたします。このダムは、農地の受益面積1,166ヘクタールで、飯塚市民にとっては上水道同様、農業用水ダムとして最も重要な施設であります。用水管路延長は、旧穂波町久保白より飯塚市庄司までの約12キロに及んでいるものでございます。また、布設年度は昭和39年以来のものであるため老朽化が進んでおり、昨年5月の試験送水の折にも送水管より大量の漏水がありました。こういった状況も今後多発すると思われることから、管理面において大変苦慮いたしているところでございます。

続きまして、圃場整備の事業の状況についてですが、現在、事業実施箇所の旧穎田町鹿毛馬地区では今年度末を完成目指して実施中でありまして、また、計画では、旧筑穂町の上穂波東地

区で平成20年度着工を目指し、土地改良設立準備委員会を現在設置し、今年度中に調査設計、法手続等を行い、改良区設立に向けて調整中であります。18ページに圃場の整備率を各地域ごとに掲載しております。また、5表では主要作物の作付面積を、6表では17年度末現在の畜産農家戸数を記載しております。

続きまして、林業の振興について説明いたします。森林整備計画は、森林法に基づき森林整備計画を策定し、森林の持つ水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健・文化などの多様な機能の保全、維持管理を実施していく計画であります。また、本年、森林組合、県などの関係機関と連携して飯塚市森林制御計画を策定し、造林、植栽、間伐等の施業を推進していく予定でございます。表1に森林面積を、19ページになりますが、2に林道台帳の33路線を記載しております。

次に、農業集落排水事業について説明いたします。この事業は平成9年度に事業着手し、平成14年4月1日供用開始、管路延長は4,724メートルのし尿及び生活雑排水処理施設であります。設置場所はJR内野駅周辺の住宅密集地域でございます。当初計画戸数は179戸でありましたが、現在対象加入戸数は166戸、18年度末現在97戸の加入で、加入率約58%であります。未加入者に対しましては、市長を通じ、加入促進を図るよう指示しているところであります。

次に、農業土木ですが、本年度の主な事業としましては、ため池改修を4カ所、かんがい排水施設改修を1カ所、林道改修を2カ所、また、各所改良改修等を計画しております。

最後に、20ページの市場管理事務所についてですが、当事務所は、昭和45年の開場以来、嘉飯山住民の生活に欠くことのできない生鮮食料品や花卉類の流通、供給を図るために事業を行っております。また、青果につきましては、平成13年4月、飯塚、田川及び直方の3市場が統合し、筑豊地区の青果市場の一本化となりました。なお、市場の位置、面積、卸売業者、買い受け人等につきましては概要の末尾に、21ページには卸市場の取扱高の推移を記載しております。

また、支所経済課業務につきましては、本年4月より支所の課の統廃合により経済建設課となりました。業務内容につきましては、16ページに記載しておりますとおり、本庁との連絡調整、軽易な管理、苦情等の処理に関することが主な業務でございます。以上、簡単ですが、農林所管の概要について説明を終わります。

それから、先日の委員会の折に資料要求を申し入れられておりましたので、その分について御説明申し上げます。飯塚市農業排水事業概要について説明申し上げます。配付してありますと思いますが、ここに書いてありますように、本施設は飯塚市内野地区に設置し、江戸時代から宿場街として栄え、現在では観光スポットとして多数の観光客が訪れられています。道路側溝等に家庭内雑排水が流れ、悪臭を放つなど不衛生な環境でありました。また、内野地区につきましては、飯塚市の南部地域にありまして、遠賀川の原流域でもあります。特に遠賀川につきましては、九州でも有数の汚濁度の高い河川でありまして、水質状況につきましては流域町村の責務だと考えております。そういった中で計画されまして、事業実施されているところであります。施設の概要等につきましては、対象面積が15ヘクタール、対象戸数につきましては、先ほど説明しましたように166戸、現在加入戸数は97戸で、加入率58.4%、処理施設につきましては1,850平米、污水管路延長は4,724メートル、中継ポンプは13カ所、処理能力は211立方メートル、780人槽であります。供用開始は14年の4月1日から。以前、平成13年の4月1日に一部供用開始しておりましたが、全面供用開始は平成14年の4月1日ということで、現在事業を実施しているところであります。以上です。

○ 農業委員会事務局長

農業委員会の概要について御説明申し上げます。資料の22ページの方をご覧いただきたいと思っております。農業委員会は、農業委員会等に関する法律によりまして市町村に設置されます合

議体でございます。独立した行政機関でありまして、農業委員会の構成は、そこに記載いたしておりますように、農業委員さんにつきましては37名、選挙委員さんにつきましては、このうち30名、専任委員さんにつきましては、議会推薦の学識経験者の方から4名、農業協同組合から1名、農業共済から1名、土地改良区から1名となっております。委員さんの任期につきましては3年ということで、現在、平成19年の3月26日改選がありまして、平成22年3月25日までとなっております。事務局職員につきましては、本庁7名、このうち嘱託職員が2名おります。各支所につきましては、経済建設課に農業委員会分室ということで、兼務の職員が課長、係長、係それぞれ1名で、4市町合わせまして12名がおります。

所管事務事業の概要でございますが、大きく分けまして、法令業務、任意業務、そのほかに意見の公表、他の行政長に対する建議、答申、それに委託業務がございます。この主なものにつきましては、(2)の農地法の3条によります農地の権利の移転、4条、5条によります農地の転用というのが主な業務でございます。

次に、(6)の懸案事項でございますが、内住地区の産業廃棄物処分場、これが農業用水への排水が流れ込むという恐れが現在ございます。2番目に、高田地区の産業廃棄物の不法投棄、建設廃材が農地等に多数捨てられております。これが農業用の排水路へ流れ込む等のおそれが現在あります。3番目に、桑曲地区の産業廃棄物の不法投棄、これは国道200号線、冷水の上り口から左に入ったところでございますが、まず入り口の田んぼに不法に埋め立てがされております。その奥の山林の中に不法に廃車等の産廃が捨てられております。これらが農業用水の影響がやはり考えられております。

次に、分室の関係でございますが、分室の業務につきましては、農業委員会の届け出、申請等の受け付けということで、原則的に支所、本庁を問わずに、どこでも申請等の業務ができるようにいたしております。

次のページをお願いいたします。23ページでございますが、農地の移動状況をここに記載いたしております。

4番目に、農業者年金の状況について記載をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、24ページでございますが、農業委員さんの定数についてここに記載いたしております。現在、飯塚市を第1選挙区、第2選挙区と分けまして、第1選挙区が飯塚、穎田、庄内、第2選挙区が筑豊、穂波、それぞれ15名ずつの30名が選挙で出てこられる委員さんでございます。そのほかに、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、専任委員さんが7名の計37名で、現在農業委員会を運営いたしております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 市民活動推進課長

市民活動推進課長の加藤と申します。お手元の資料その2の1ページをお願いいたします。市民活動推進課の所管事務につきまして概要の説明をいたします。本課は、本年度の組織機構の見直しにより新たに設置された課でございます。市民活動推進係及び市民生活係の2係、職員数9名で組織構成しています。また、各地区公民館に兼務者として12名の職員配置をしております。

市民活動推進係の主な業務といたしましては、本市が目指す、市民と市が一体となり、住みたいまち、住み続けたいまちの実現のために、市民活動の推進、地域コミュニティーの活性化を図るための施策の立案及び実施に関すること、また、自治会に関する業務等を行っております。

次に、市民生活係の主な業務といたしましては、市民相談、消費生活相談及び各種の届け出の受付事務等、総合窓口的な業務に関すること、また、春・秋の交通安全運動の支援等に関する業務を行っております。

25ページをお願いします。各支所におきましては、市民生活係の一部の業務を市民環境課

市民環境生活係にて行っております。ちなみに、(1)から(9)までを行っております。

最後になります。公民館配置の、すみません、1ページをまたお願いします。最後になります。公民館配置の兼務主査の主な業務といたしましては、公民館活動のさらなる充実発展を目的に、行政情報の発信及び地域住民から行政への意見聴取等を行い、市民と行政との連絡調整役を担う業務を行っております。以上で説明を終わります。

○ 市民課長

市民課の所管事項の概要について御説明いたします。最初に、市民課の組織について説明いたします。現在、市民課は、市民1係、市民2係、年金係及び二瀬、幸袋、鎮西、鯉田の4出張所で組織されておまして、課長1名、課長補佐1名、係長2名、各出張所所長4名、事務職20名、嘱託職員2名、臨時職員5名の合計35名で事務を行っております。

次に、市民課所管事務事業の概要について御説明いたします。まず、市民課1係の事務事業の主なものといたしましては、出張所に関する事、2番目に、戸籍に関する事、出生及び婚姻などの戸籍届け書の件数につきましては4ページに記載しております。その他、破産者、成年被後見人の名簿の整理に関する事などを行っております。

次に、市民2係の事務事業の主なものといたしましては、住民基本台帳に関する事、転入及び転出など、年間の処理件数につきましては4ページに記載しております。印鑑登録に関する事、戸籍の窓口業務に関する事、印鑑登録証明書及び戸籍謄・抄本の発行通数につきましては4の2ページに記載しております。その他外国人登録事務などを行っております。

年金係の主な事務といたしましては、国民年金資格得喪の進達に関する事、国民年金最低請求及び進達事務に関する事、その他日ごろから年金相談を行っております。

各支所につきましては、25ページに記載しております市民年金係の事務を行っております。

今後も市民の立場になって適切な対応に努めていきたいと考えております。以上で、市民課の概要説明を終わります。

○ 環境整備課長

おはようございます。説明に入る前に、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。12ページの飯塚市斎場の利用状況でありまして、左の上の方に飯塚市斎場という表があるかと思いますが、その中で平成18年度の実績のところでございます。「10歳以上」に「1,280人」と掲げておりますけれども、この数値を「1,279人」をお願いいたします。それから、その横、「1,170人」となっておりますが、これを「1,168人」をお願いいたします。その横、「穂波・筑穂」を飛びまして、その横ですね、「16人」を「17人」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。よろしく申し上げます。

それでは、環境整備課の所管事務の概要につきまして御説明いたします。5ページをお願いいたします。はじめに環境整備課の組織についてでございますが、政策係は課長補佐を含む3名、調整係は3名、啓発係は6名、うち嘱託職員3名を含んでおります。衛生係は3名、以上の4係で、課長以下16名の職員で所管事務を行っております。

次に、各係の事務の概要について説明させていただきます。政策係は、環境政策の調査研究、企画立案を主な業務といたしております。環境基本計画、実施計画等の調査研究を行い、本市の環境政策全般の企画立案を行います。具体的には、資料に記載しておりますように、環境審議会に環境保全に関する施策を諮りながら、環境基本計画の策定や環境保全推進基金事業の推進、自然環境保全条例に基づく事業者への適正な指導などを行っております。

調整係につきましては、合併時に統一することができなかった事案の調整などを、現状を把握しながら多角的に行っております。その主な事務といたしましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合との連絡調整に係ること、一般廃棄物の収集運搬、処理に関する事項、衛生自治会連合会の事務などです。

6ページをお願いいたします。啓発係につきましては、環境問題に関する啓発はもちろんの

ことですが、市民活動団体の支援や騒音、振動、悪臭等の公害苦情処理、浄化槽設置費補助、子ども会や自治会などの資源回収団体奨励補助、電動生ごみ処理機等補助などの事務を行っております。

衛生係につきましては、主に市有墓地に関すること、斎場の管理運営に関すること、狂犬病予防及び犬の登録に関することを行っております。

7ページから9ページに各種補助金の実績を資料としてつけております。

また、平成19年度より、行革による補助金交付要綱の見直しをそれぞれ行っております。浄化槽設置整備事業補助金につきましては、11人槽以上の浄化槽については補助の対象外といたしております。資源回収団体奨励補助金につきましては、資源1キログラム当たり10円の補助を10%削減し、9円といたしております。生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機購入補助金につきましても、補助額の上限を10%削減し、生ごみ処理機、容器補助金は3,000円を2,700円に、電動生ごみ処理機補助金は3万円を2万7,000円といたしております。

10ページをお願いいたします。これにつきましては、畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況でございます。

11ページをお願いいたします。これは飯塚市斎場と筑穂園の施設の概要です。12ページにはその利用状況を掲載いたしております。なお、各表の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページをお願いいたします。次に、各支所の所管事務について説明させていただきます。本年度から環境衛生係を市民環境生活係といたしております。4支所とも同様の事務を行っておりますので、一括して説明いたします。環境衛生に係る事務といたしましては、26ページに掲げております(9)から(16)までを所管いたしております。主な事務は、環境保全、環境衛生の啓発及び推進に関すること、公害の調査及び防止に関すること、狂犬病予防及び犬の登録に関すること及び環境問題の苦情処理に関することなどでございます。

今後とも常に本庁、支所及び環境施設課が連携して環境行政を遂行してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上、簡単でございますが、環境整備課の所管事務の概要説明を終わらせていただきます。

○ 環境施設課長

環境施設課の所管事務の概要につきまして御説明いたします。恐れ入りますけれども、まず最初に、資料の訂正をお願いいたします。資料の16ページの表の中で、飯塚地区の収集方法の粗大ごみが「年6回」となっております。これは今年度より毎月収集を行っておりますので、この「年6回」のところを「月1回」に訂正方をお願いいたします。おわびして訂正させていただきます。

それでは、戻っていただきまして、資料の13ページをお願いいたします。左に組織図を掲げております。環境施設課といたしましては、課長1名、課長補佐3名、係長4名、事務員4名、業務員38名、臨時職員10名、嘱託職員4名の計64名で所管事務を執行しております。所管施設といたしましては、飯塚市クリーンセンター、飯塚市環境センターを所管しております。次に、13ページの右の方に所管事務事業の概要を掲げております。飯塚市クリーンセンターの総務係では、主な業務といたしまして、一般廃棄物、これはごみですけども、これに係る計画、調査、調整及び統計に関する事務やクリーンセンターの維持管理運営に関する事務を行っております。

環境美化係では、粗大ごみや臨時ごみの収集及び一般廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止や指導に関する業務を行っております。平成19年度からは、各支所管内の不法投棄、散乱ごみ収集及び看板設置等を実施するようにしております。

14ページをお願いいたします。業務係では、可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務を行っております。リサイクルプラザ係では、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ、空き

缶、空き瓶等の処理に関する業務を行っております。環境センターの総務係では、環境センターに搬入されるし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処分並びに計画に関する業務を行い、施設係では、処理施設の維持管理及び運営に関する業務を行っております。業務係では、環境センター搬入収集区域、これは飯塚地区ですけれども、この区域のし尿の収集業務を行っております。

次に、15ページをお願いいたします。15ページから18ページにつきましては、ごみ収集運搬及び処分についての概要を掲げております。ごみ収集につきましては、資源の有効利用を目的に、飯塚地区では7分別、各地区では4分別収集を行っております。

16ページをお願いいたします。16ページの②につきましては、収集及び指定袋、指定シールについて掲載しております。

17ページをお願いいたします。17ページの(2)に飯塚市クリーンセンターの平成16年度から平成18年度までのごみの搬入量及び清掃工場での処理量を掲載しております。

続きまして、(3)は各施設の処理状況でございます。清掃工場の処理状況についてでございますが、清掃工場では、平成18年度の年間処理量は2万7,970トンでございます。これは1日平均いたしますと79.2トンとなり、1日の処理能力90トンに対しまして88%の稼働状況でございます。リサイクルプラザでは、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶及び資源プラスチック等の処理業務を行っております。粗大ごみ、不燃ごみにつきましては、1日の処理能力18トンに対しまして約12.8トン进行处理いたしまして、約71%、空き缶、空き瓶につきましては、1日15トンに対しまして約4.3トン进行处理いたしまして、約28.7%、資源プラスチックにつきましては、1日2トンの処理能力に対しまして約0.9トン进行处理し、約48%の稼働状況でございます。

18ページをお願いいたします。埋立処分場の埋立状況でございますが、埋立処分場では、平成9年11月の試運転からの埋立量が1万2,014立方メートルとなりまして、総埋立容量2万6,800立方メートルの約44.8%を埋め立てているところでございます。今後の埋立処分場につきましては、今から十分に検討する課題だと考えております。

続きまして、19ページをお願いいたします。19ページにつきましては、不法投棄防止対策についてでございます。この不法投棄に対しましては、不法投棄防止に関する看板等の設置及び市内全域を対象に環境パトロールを行い、不法投棄防止に努めております。飯塚地区では平成14年9月から、不法投棄防止対策の一環といたしまして、監視カメラを飯塚地区の不法投棄多発箇所に設置いたしまして、平成17年9月から平成18年8月までの間では14%の減少と、大きな成果を上げております。また、平成19年度につきましては、監視カメラの設置費用といたしまして、飯塚地区及び各支所管内を含めまして、2台ずつの合計10台分を予算計上させていただいております。

続きまして、ごみ集積器具設置補助金制度につきましては、ごみ袋等の収入の一部を還元対策といたしまして、犬、猫、カラス等によるごみ散乱防止を目的に、ごみ集積器具設置費の補助制度を実施しているものでございます。今年度から行財政改革の一環といたしまして、補助金の上限を1基当たり5万円から4万5,000円としております。表に過去3カ年の補助設置基数を掲げております。

20ページをお願いいたします。20ページにつきましては、所管しております飯塚市クリーンセンターの施設概要を掲載しております。施設としては、清掃工場、リサイクルプラザ、埋立処分場でございます。内容につきましては省略させていただきます。

次に、し尿の収集運搬及び処分でございますが、飯塚地区のし尿収集は、直営3台、許可4業者11台、計14台で月1回収集を行っております。飯塚地区の平成16年度から平成18年度までの収集処理状況は21ページのとおりであります。22ページに各地区の収集処理状況を掲げております。また、その間に環境センターの施設概要を掲げております。内容につきましては省略させていただきます。

23ページと24ページに飯塚市クリーンセンターと環境センターの平面図を添付させていただきます。

支所とも連携をとりながら、ごみ収集及びし尿収集業務を遂行しております。以上、簡単でございますが、環境施設課の所管事項の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

○ 事業管理課長

所管事務の概要を御説明させていただきます前に、飯塚オートの現状につきまして多少述べさせていただきます。飯塚オートは本年2月で開設50周年を迎えましたが、この間、一般会計に約587億円を繰り出し、社会資本整備等に大きな役割を果たしてまいったところでございます。しかしながら、長引く景気の低迷、レジャーの多様化等によりまして、平成3年度以降は趨勢的な売上減少が続き、平成10年度からは一般会計に繰り出すことができない状況となり、特に平成14年、15年、16年度と赤字が続き、今では累積赤字が約6億円となっております。この減収傾向は、飯塚オートに限らず、全国的な公営競技の傾向でもあります。

こういう状況の中、オートレース業界では、平成17年度から大規模な構造改革に取り組み、収益の上がる本場開催を減らし、収益の上がる場外発売を大幅に増やす等の改革、また、選手賞金の見直し、競走会を統合する等を実施し、現在のところ、収益につきましては下げ止まっているという状況でございます。飯塚オートでも平成18年度から事業収支改善計画を経済産業大臣に提出し、3年間、日本小型自動車振興会の1号、2号交付金の交付期限を延長し、それによって事業の立て直しを図っているところでございます。

それでは、公営競技事業部事業管理課所管に関わります事項につきまして御説明いたします。所管事務調査資料その3をお開きいただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。公営競技事業部は1部1課2係で、部長以下、職員10名、嘱託職員15名でございます。このほかに臨時従業員約284名が勤務いたしております。

事業の概要でございますが、本年度は、本場開催85日、場外発売受託241日の合計326日の予定でございます。本場開催中、ナイトレースは14日間実施する予定でございます。現在、飯塚オートはソフトバンクと連携をいたしまして、ナイト開催やファンサービス等を行い、ギャンブルからレジャーへとイメージチェンジをしておるところでございます。日曜日の来客を見てみますと、明らかに以前と違い、若いカップル等がふえておる現状でございます。他場と比較いたしましても、若い来場者が多いという高い評価を得ておるところでございます。

2ページをお願いいたします。開催業務の人員配置表でございます。内容の説明は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。このページは施設の概要でございます。内容の説明は省略させていただきます。4ページをお願いいたします。これはレース場の配置図でございます。内容の説明は省略させていただきます。5ページをお願いいたします。この表は、昭和55年からの売上額及び入場者等比較表でございます。内容の説明は省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。この表は、平成17年、18年度売上額及び入場者比較表でございます。一番下の段をお願いいたします。売上額につきましては、17年度に比較しまして、18年度は3,236万8,400円の増、率にいたしまして0.2%の増となっております。入場者につきましては2万9,909人の減、率にいたしまして8.8%の減となっております。以上のことから、売上額増の原因といたしましては、電話投票の増と場外委託を増やしたことによる増加を考えております。

それから、続きまして、4月11日の市民経済委員会におきまして、道祖委員の方から御質問をいただきましたことにつきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。御質問の趣旨といたしましては、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案が提案され、合併の動きがどうなっておるかということでございました。経済産業省では、行政改革の重

要方針、平成17年12月閣議決定に基づきまして、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会が行う事業について、指定を受けた一つの法人が継承する措置を講ずるとともに、競輪、オートレース事業の事業改善を図るための所要の措置を講ずることができる法律案を今国会に提出されているところでございます。その法律の改正の概要といたしましては、これは平成18年3月、産業構造審議会答申であります、競輪・オートレース事業活性化プランにおいて提言されました改革案のうち、関係法人の組織の見直し及び施行者の事業支援のための制度の見直し、指定を受けた一つの公益法人が継承して実施できるようにするものでございます。現在国会で審議中でありまして、参議院においては3月29日に通過をしています。それから、経済産業委員会において審議の後に、5月下旬に議決される見込みとのことでございます。議決後の予定といたしましては、今年の秋、10月1日から日本自転車振興会が指定法人化されまして、平成20年、来年の3月31日、日本小型自動車振興会が解散をして、同年4月1日に新たな法人のもとで事業運営が開始される予定となっておりますというところでございます。

以上、簡単でございますが、公営競技事業部事業管理課の所管事務の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許しますが、まず、経済部及び農業委員会についての質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

○ 岡部委員

経済部の融資制度のところについてちょっと聞いておきたいんですけど、出されている資料を見る限り、本市の融資制度の利用について3年間ほとんど利用者がいない状況になってるように見えるんですね。不況対策あるいは設備近代化、高度活性化、こういうもの申込件数もゼロ、貸付件数もゼロというふうな形で、3年間ぐらいほとんど、本市の融資制度の問題について、これ何が原因なのか、どういうふうに考えられているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○ 商工観光課長

融資制度につきましては、市の方といたしましても、融資条件等を改善して、貸し付けの企業の増進の方にも努めているところでございますけど、やはり景気の低迷等々で、それから、いろいろ返済条件、要は返済ができない方が多くなっている状況の中で、やはり融資を利用してまでもということがないのかなというふうに考えております。

○ 岡部委員

今そんなに、何ていうんですか、融資制度を利用してまでもというほど潤沢な経済環境じゃないと思うんですね。借りられるものだったら借りたいというふうな世界だろうと思うんですけど、それでもなおかつ利用者がいないということは、私個人的に考えたら、市の融資制度は非常にハードルが高いんじゃないかと、単純にそういうふうに考えることが一つ。

それと、もう一つは、融資制度の担当者の方が果たして利用者の方とどこまで関わっているのか。もうあとは事務的に銀行と、あるいは保障協会とかいうふうな形で流れていって、実情の中で飯塚市がどれぐらいの関わり合いを持ってこの制度の中に入っているのか、このところが薄いんじゃないかなというふうに思うんですけど、これはどうですかね。

○ 経済部長

先ほど担当課長が答弁いたしましたけど、平成15年の災害のときに、水害ですね、あのときに多数の方が融資を申し込まれておりますので、まだ今のところその返済に追われて、新たな貸し付けが少ないんじゃないかというようなことも考えております。

それと、職員が受け付けいたしまして、保障協会とそれぞれ申し込まれた金融機関と3者で融資に対しての協議会を行っております。そのときに、当初受け付けする際に職員が十分内容を聞いておりますので、その説明は十分金融機関と保障協会には行っておりますので、不親切なことはないと考えております。

○ 岡部委員

実際に窓口に来て、話を聞いて帰って、話聞いただけであきらめて帰ってきた人から私は話を聞いておりますので、ないと言い切れるかどうかはわかりません。しかし、せっかく設けてある制度ですので、市民の方が利用しやすいような見直しといたしますか、これをぜひやっていただきたいと。できるだけ利用しやすいようにしていただきたいことを要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(な し)

次に、市民環境部について質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

次に、公営競技事業部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 岡部委員

少し聞かせていただきます。さっき課長が冒頭に説明をされたときに、売上低迷の中での下げ止まったというふうなことを報告の中で言われたけど、私は決して下げ止まったとは思っていないんですね。というのが、基本的に今まで本場開催だけでやってきたものが、場外も受けて、1年のうちに300日も営業するような世界になったから、その分で、いわば他場のおかげで売上げがかなり増えておると。だから、赤字の出るのが少なくなったんであって、決して本場の自助努力によって下げ止まったわけではないと。その証拠に、本場の入場者数なんかは、かなり大幅に毎年減つとるという現実があるわけですね。

そういった観点に立ってちょっとお尋ねをいたします。まず、うちは昨年3月31日付で経済産業省の方から交付金に関する特例措置を受けております。これについてちょっと説明してください。

○ 事業管理課長

経済産業省の方から平成18年3月31日付をもちまして同意をいただきました収支改善計画につきまして御説明を申し上げます。

この交付金の特例を受けましたわけでございますけれども、交付金を実際にいつまで延長していただけるのかということでございますけれども、まず、特例を受けた期間は、平成18年度から20年度までの3カ年間を特例期間としております。特例を受ける期間の間に私どもが、恐らくこのくらいの金額の交付の延長をさせていただけるんだらうかというような金額が約15億円でございます。この費用を利用して収支の改善を進めていくということでございます。交付延長をいたしまして、あと返済というような形に、期限が終わりましたらなるわけでございますけれども、これにつきましては、一応平成21年と22年につきましては据え置きというようなことで、実際にこの部分の返済が始まりますのは平成23年から30年の8年間でございます。初年度に1億円をお返しをいたしまして、2年度以降は2億円ということで、合計15億円というものでございます。

○ 岡部委員

そのように私も聞いてるんですけど、おおむね1年に5億円の金を猶予してもらえると、先送ってもらえると、それが3年間ということで、15億の金を、これは当然返さないといけない金ということですので、猶予期間の3年のうち、もう丸々1年間が過ぎて、もう2年目に入ろうとしよるわけですね。この中で、私どもの飯塚市が出した収支改善計画の中に、自助努力による改善項目というのがあはずですね、7項目ぐらいあるんですけど、この中で今どれぐらいのものが達成されたのか、どの部分に手をつけられたのか、お尋ねをいたします。

○ 事業管理課長

飯塚オートにおきます収支改善計画のうち、交付延長を受けて事業を実施したものにつきましては、基本的には従事員の全員解雇、そしてパート化をするという事業でございます。したがって、本年の3月31日付をもちまして従事員を解雇して、現在では4月1日から

パートで雇用しております、このために交付金を使わせていただきますが、これは一応総額で4億6,700万のうち、退職金として支払うべきものは約4億4,800万円でございます。

○ 岡部委員

私もここに飯塚市が出した収支改善計画書持ってるんですけど、この中の自主改善項目の中で、年度別に、平成18年にこれこれをいたします、平成20年にはこれこれしますというふうな形で年度別に書いてあるわけですよ。その中で、今課長の言われた従事員の問題については、最終年度の平成20年を目安とした従事員の労働条件の変更による経費の削減と、退職金の問題を書いてある。何でこれを、要するに3分の1、1年間のほぼ予算に匹敵するぐらいの予算というか、猶予金に匹敵するぐらいの金額を上げて、2年間前倒しをしてここに持ってこられたのか、お尋ねをいたします。

○ 事業管理課長

基本的に従事員の解雇及びパート化につきましては、平成18年3月に経済産業省から交付金の特例についての同意を受けたときに、附帯条件として、従事員の労働条件の変更による経費の削減を限りなく可能な限り前倒しするように求められておりました。それと、もう一つは、従事員共済会に私ども毎年補助金等をやっておるわけですが、この共済会に対する補助金を、早く解散することによって節減する、削減するというのもできるということで早く実施したというのが経過でございます。なお、この補助金の実績といたしましては、平成14年度につきましては大体1億円ほどを出しております、平成15年度については2億4,000万円ほどですね。それから、平成16年度については3,500万円、平成17年度には5,500万円というような形で、補助金につきましても結構大きな金額を支出しておりました。そういうふうな関係もございます、このような前倒しをやったというようなことでございます。

○ 岡部委員

説明はもっともらしいんですけど、痛みを出すところを先にやって、売り上げを伸ばすところは後にするというのは、私は改革の中でいかがかなというふうに思うことがあるんですよ。職員の首切りだけ先やって、本当は何のために特例措置を受けたのかと。やはり売り上げを伸ばして、内容を改善するために、だから、そういうつもりであなた方も、この1番から7番までの順番を決めたわけでしょうが。それを7番目のやつをいきなり1番目に持ってきて、全部やるということについては、何か納得できない状況になるわけですよ。それはそれとして、全員の身分がパート化をされたわけですかね、この退職金をもらった人は従事員全員ですかね。

○ 事業管理課長

私どもで位置づけおります臨時従事員全員でございますが、雇用年数が短い従事員もいらっしやいますので、それに該当しない者につきましては、支給はいたしておりません。

○ 岡部委員

そこで、一たん解雇をして、後でまた再雇用というか、パート化をしてという方向はわかったんですけど、私が知るところ、まだ従事員組合は現実の問題として残っているやに聞いたんですよ。普通会社ですと、やめた人間の組合なんていうのは本当は存在しないんですよ、普通は。全員をやめさせるわけですから、残ってない人間の中で組合が存在すること自体が私はおかしな話だなと。当然、全員解雇をするときには組合の存在についてもきちっとした話をしとかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

なぜこういうことを言うかという、身分は確かに、従事員解雇されてパートになって、身分は変わってますよ。変わってますけど、組合が残ってるということは、今後、事業運営をしていく上で、例えば民間委託化とか、いろんな形になったときに、その組合をもって、いろんな形で事業の移行をやるときの障害になり得るんじゃないかなと。組合は残ったって、もう飯塚市は関係ありませんよということであればいいですよ。だから、それが出てくるということは、何かマイナスな要因が残るのではないかなという心配するんですけど、その点はどうで

すか。

○ 事業管理課長

確かに言われますように、従事員組合につきましては、4月1日以降も従来どおり自治労の全競労評議会というところに加入をして継続いたしております。ただ、私どもも今までの事業を展開していく中によりまして、組合の存在というの、賃上げとかストライキとか、いろんな形で今までいろいろ抵抗勢力として考えておりましたけれども、もう現在の時点では、私たちにとりましても、非常にこういうふうな危機的状況を協力的にやってもらっておりますので、そんなに敵対するような形の中での組合というような気持ちではとらえておらず、一種の協力団体として考えております。

○ 岡部委員

疑り深いものですから、あなたたちが全員解雇をやるときに、組合と妙な取り引きでもしてるといけないかと、現実に組合が残ってるわけですからね、これがなくなれば別に関係ない。だけど、職員というか、従事員の問題は全員解雇というふうな形になって、組合だけ残ってるというのは、後々また将来にわたって、この組合という一つの既得権が、飯塚市が仮に民間委託をする時の手かせ足かせになるのではないかと私は心配して今言ってるんですけど、今課長の答弁ではそういうことは余らないということですね、一応それは信じておきますので、後の経過を見させていただきます。

そこで、改善計画書の具体的措置による改善効果の項目の一番最後に、最終年度、つまり来年、この中に包括的民間委託も視野に入れた検討というふうにはっきり明記をされております。そこで、現在オートレース6場全国にありますけど、全国の中で民間委託をされているのがどこで、委託先はどこか説明できますか。

○ 事業管理課長

全国6場ありますオートレース場の中で現在包括的民間委託をいたしておりますところは、船橋市、それから浜松市及び山陽小野田市の3場でございます。委託先につきましては日本トーターでございます。

○ 岡部委員

そうしますと、今度は特例措置を申請していただいておりますというところで、なおかつ特例措置を受けた中で民間委託をしているところですね。そして、今度は3年の特例措置の経過が終わって、もう既に返済が始まっているところ、これがありますか。

○ 事業管理課長

今の答弁の中で一つ訂正させていただきますが、船橋市を御説明させていただきましたときに、これに加えて、ここは千葉県も施行者として一緒でございますので、そういった意味からしますと、施行は4施行者になります。レース場といたしましては3場ということで訂正させていただきますと思います。

ただいまの御質問がありました収支改善計画を出しているところのうち、交付金の延長をして、民間委託をしているところはどこかということでございますが、船橋市と伊勢崎市と山陽小野田市が実際には交付の延長をしておるところでございますけれども、今言われます分につきましては、船橋市と山陽小野田市の2場が、交付延長しておるところでございます。

それから、そのうちで、もう特例期限が切れたところはどこかということでございますけれども、これにつきましては船橋市及び千葉県ということで、交付金の支払いの開始をいたしております。この期間につきましては、一応内容は、平成15年から16年度の2年間で船橋市はやっておりました。この間、約5億3,000万円の交付期限延長を認められまして、平成18年度から1億円の返済が開始されておまして、これは7年間で、平成24年度までで終了する予定でございます。ちなみに平成18年度は、船橋市は3億200万円を小型自動車振興会に交付いたしております。

○ 岡部委員

ということは、要するに特例措置が終わって、特例期間中に払わなきゃいけないかった1号交付金、2号交付金を後で払うと述べたんで、ということで、その特例措置がもう既に終わって払わなきゃいけない状態に入ったのが船橋というふうに理解していいわけですね。そうしますと、船橋はもう既に民間委託しているわけですよ。ということは、今あなたが言われる約3億円の支払いというのは委託先が払うんですか、それとも、船橋市が払うんですか。

○ 事業管理課長

この支払い方法につきましては、船橋市の場合には大変ちょっと特別でございまして、あそこのレース場自体がよみうりランドという会社に借り受けております。従いまして、契約は日本トーターとよみうりランドとはしないと。市は、よみうりランドとしかも契約はしないとというのが前提にありますことから、船橋市が実質は予算化をして、支払いを済ませて、その支払った分をトーターから市が引き受けるというような、取り上げるというような方法で進められております。

○ 岡部委員

私が心配するのは、民間委託してもいいんですよ。ただね、自主事業をやめたときに、これから返済が始まるわけです、仮に民間委託すれば。返済が始まったときに、借上げ料が、委託先から返済金上乗せした分だけの借上げ料が頂ければ別に何も問題ないわけですよ。そうじゃなくて、もっと安い貸し賃で貸しておると。ほんで、返済分だけはきっちり守らなきゃいかんという形の中で、これから、さっきの説明でいきますと、8年間払っていかねばいかないわけでしょう。だから、そういったものに対する問題が残りはしないかなど。それで、船橋さんとトーターさんと経済産業省さん、日動振さん、全部絡んだところでそういうものがクリアされていけば別に問題はないと思うんですけど、そここのこはまだ入ってない部分もありますので、これからちょっと見させていただこうかなど。どうせうちもあと1年でこれが終わるわけですから、当然その後の成果というのは考えられるわけです。

それで、この交付金を3年先送った、そこで出来てくる15億円のうち、もう既にあなたたちは3分の1の5億円を使ってるわけですよ、退職金という形の中で。あと、従来どおりいけば10億円がある。これは、今私がるるお尋ねしていたいろんな問題を含めて、決して貯金するような性格のお金じゃないんですよ。収支改善のために使いなさいというふうなお金ではないと思うんですけど、この点についてどうですかね。

○ 事業管理課長

基本的にこの収支改善計画でございまして、この特例措置というのは、小型自動車競走法第17条の交付金の特例措置ということでございまして。事業の収支が著しく不均衡な状況にあるときとか、また、不均衡になると見込まれるときに、経済産業大臣の方から許可を得て、同意を得てから事業立て直しを図るとというのが基本的なものでございまして。今後の進め方というのは、当然もう貯金等も、できれば黒字にどんどんして行って、結局貯金でもできるような形にするのが筋であろうと思いますけれども、基本的にはファンサービス等に寄与する内容でなければならぬということもありますので、そういうところから、私どもはこの事業を進めていくということは、何ら基本的な考え方としては変わらない状況でいきたいと思っております。

○ 岡部委員

済みません、あと1つ2つで終わります。ずっと私が今聞いてきた形の中で、非常に不審に思っていることがあるんですよ。というのが、この大事な15億円というお金の5億円使って退職金に充てたと。あと10億円のお金に対して積極的に、例えばファンサービスのために使おうとか、売り上げアップのために使おうという姿勢が見えてないと私は思うんですよ。具体的に言いますと、例えば中央食堂の改善、こういったものもあなた方は平成18年度にやりますと、着工しますと、平成19年度には利用開始をいたしますと、その費用としてこの猶予

交付金を1億円充てますとか、本場の売り上げはこれによって8,800万円見込んでます、場外の売り上げは2,700万円、合わせて1億1,000万円の売り上げを見込んでますなんていうことをはっきりと収支改善計画書の中に入っているわけですよ。しかし、あなた方はこの件についてもどこまでしましたか。お尋ねします。

○ 事業管理課長

それぞれの中に事業を推進していくべき内容は記載しております。この内容につきましては、それぞれ、まず今のところでは、できるところからというような状況から、まず、早期実現ということでパート化の方を手がけたわけでございますけれども、そのほか、自助努力による改善といたしましては、発売所の集約とか、出勤調整、それから従事員の賃金の削減、それから駐車場等の有効利用で使用料の見直しとか、警備委託の方の経費削減とか、いろんな形で実施はしてきたところでございます。施設関係の改善と申しますものにつきましては、多少建築関係等々の協議等も重ねて実施しなければならない部分もありまして、なかなかちょっと時間的に手間をとっております。できるだけ早い時期にということで私どもも考えておりますが、来年度の予算を編成するころまでには何とか検討を重ねて、事業計画を策定して進めてまいりたいと思っております。

○ 岡部委員

最後になるんですけど、結局、収支改善計画書の中にあなた方はきちっと年度まで決めて、金額まで決めてやってるわけですよ。そういうことは手をつけないで、今度は経済産業省の方から言われたものだけは一遍に繰り上げて、早々と5億円の金使って、答えを出すと、こういう姿勢を見たときに、私はこれで15億円の金が今から返せるんだろうかなという大きな不安を感じて、今お尋ねをやってるわけですよ。

その中でも2つ疑問を感じるんですけど、一つは、あなた方はオートレースのスリム化だけは積極的にやってるけど、スリム化だけやって、あと日本トーターにどうぞというための前段階でやってるのかなと、もうはじめから民間委託をありとしてやってるのかなというふうな疑問が一つ。それと、もう一つは、15億円の金を何とかなし崩しにして、返さなくていい方法でも何か考えついたのかなというふうに思うわけですけど、これについてどうですか。

○ 公営競技事業部長

まず、15億円を返済できるのかと、多分そういう質問だと思いますけど、確かに質問委員さんの申されますように、売上額が下げ止まってはいないというのはそのとおりでございまして、収支の面で下げ止まっているということで御理解いただきたいと思いますが、本場開催だけ見ますと、5億円ぐらいの赤字が出てるし、それを場外発売の収益の6億円ぐらいで賄ってるといって平成18年度でございます。そういう中で、今までどおりのこういう構造改革のやり方で、本場開催を減らしながら場外発売をいっぱい売っていくという状況で、今の状況どおりいけば、15億円返済も私は可能であるというふうに思っております。

また、もう一つありますのは、今年度の5月の国会に提出を予定されております交付制度の改革、これはどういう改革かといいますと、活性化、事業の活性化のために使われたハード事業、それともソフト事業どちらでもいいんですが、それに使われた交付金につきましては、3分の1を限度として還付するという制度でございます。これは多分成立するだろうというふうに言われておりますけど、この分も、うちが返還します平成23年度について見ますと、例えば正規に返す交付金が5億円と、そして、納める交付金が5億円、それと返還が2億円と、7億円になると思いますけど、その7億円も3分の1、7億円の3分の1がその対象になるということで、返還額の約7,000万円弱ぐらいが対象になるということでございますので、言いかえますと、15億円のうち10億円を返せばいいということになりますので、返しやすくなるのではないかとこのように考えております。

また、スリム化でトーターの方に、トーターとは限りませんが、民間委託の方にそういう

準備をしているのではないかというふうな御指摘だったかと思いますが、収支改善計画を提出するに当たりまして、国といろいろ協議をいたしました。それで、国と協議をする中で、国は安定的なそういう交付金の納付が見込まれる民間委託を進めておるようでした。そういう中で、我々は民間委託ありきでは収支改善ではないだろうということで、まず、やっぱり自助で努力をしますと。自助で努力をしながら、この平成20年度、6場のうち3場が民間委託してるわけですから、平成20年度でそれなりのやっぱり結論が出てると思うんですよ、他場で。それを見ながら検討したいというふうな意味で、この中に入れております。

○ 岡部委員

今部長が言うように、15億円の金を10億円しか返さなくていいということが本当になればこれが一番望ましいことで、それと、もう一つは、基本的に自主運営でいくということの態度を今出されたわけですので、であるならば、ぜひ今言った退職金の問題とか何とかも大切でしょうけど、売り上げのアップに、また、本場にたくさん人が来ていただけるためのファンサービスあるいは設備の充実、そういったものに積極的に充てていただいて、もうあと1年しか、今年を入れればあと2年ですけど、猶予期間がないわけですので、これもきちっと見守らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(な し)

お諮りいたします。「所管事務の調査について」の本日の審査はこの程度にとどめ、5月8日火曜日午前9時から委員会を開き、現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 11：36

再 開 11：37

それでは、委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の9件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「ヒロホー株式会社及びエーディーシステム株式会社との進出協定の締結について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

それでは、報告をさせていただきます。先ほどの事業概要の説明でも触れさせていただきましたが、旧穎田町勢田地域に福岡県が整備をいたしております松尾工業団地へ2社の企業の進出がございました。その概要を報告いたします。

平成18年12月22日に、広島市に本社がありますヒロホー株式会社と飯塚市との間で進出協定の調印を行いました。それでは、概要について御説明を申し上げます。分譲土地の概要でありますけども、所在地は、先ほど申しました穎田、旧穎田地区勢田にございます松尾工業団地の第3区画、面積1万4,347平米であります。2番目の項目であります会社の概要につきましては、業務といたしまして、物流容器のメーカー、自動車、電機などの部品を送る容器ということになっておりますが、これ一般的に小さなポリ容器などとは全く別ものでありまして、大きなもので例を申し上げますと、自動車バンパーをばんばんばんと重ねて入れるような容器をつくるようなメーカーであります。資本金につきましては3,260万円、従業員220名、年商約50億円、平成17年度の数値であります。以上、1件目であります。

2件目につきましては、平成19年3月7日に、鹿児島県薩摩川内市に本社がありますエーディーシステム株式会社との間で松尾工業団地への進出協定の締結を行いました。分譲土地の概要であります。所在地は飯塚市勢田388番地121、松尾工業団地第5区画であります。面積は1万7,338平米。エーディーシステム株式会社の概要であります。業務といたしまして、精密プレス金型、精密モールド金型及び部品加工等を行うものであります。資本金は1,000万円、従業員は22名、年商約2億9,000万円、これも同様に平成17年度の数値であります。

以上2件が松尾工業団地に進出しましたことによりまして、松尾工業団地6区画約7万6,000平米ございますが、2区画が埋まりましたので、残り4区画4万5,000平米が分譲可能で残っているという状況でございます。以上です。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:40

再 開 11:41

委員会を再開いたします。報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、御了承願います。

次に、「海外との産業交流事業について」の報告を求めます。

○ 産業振興課長

それでは、海外との産業交流事業につきまして御報告をさせていただきます。2月28日から3月3日の4日間、飯塚市長を団長といたしまして、飯塚市内のベンチャー企業や大学関係者10名によります産業交流ミッション団を中国上海、無錫に派遣をいたしました。本事業では、昨年度本市に招聘をいたしました上海、無錫のIT関連企業との交流を通じまして、さらなるネットワークの構築を図るとともに、大学、政府関係機関、企業を訪問し、相互のさらなる産業交流、大学交流の可能性を探ることを目的に実施したものであります。

また、このミッションに合わせまして、ジェトロ(JETRO)、日本貿易振興機構でございますが、これのLL(ローカル・トゥ・ローカル)事業を活用いたしまして、今後の中国との産業交流やビジネス連携のあり方につきまして、専門家による調査を行いました。本事業では、中国ビジネスの現状について多くの有益な情報を得ることができました。

また、3月の12日から3月の17日の6日間におきまして、福岡県及び福岡市との共催により、福岡・シリコンバレーITセキュリティー視察商談ツアーを実施いたしました。本事業は、IT関連企業等に新しいビジネスの機会、ネットワークを提供し、将来のビジネス拡大につなげていくことを目的として実施したものであります。県内からベンチャー企業など9社を含む13名の参加がありました。飯塚市からもベンチャー企業2社が参加をいたしまして、アメリカのITセキュリティー産業技術の最新動向を得るとともに、現地のビジネスコンサルタントによる米国企業との取引方法のレクチャーを受け、具体的に現地のIT関連企業と意見交換や商談を行いました。参加者におきましては、米国での今後の事業展開などに関する貴重な情報を収集する場となりました。以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「筑前雛のまつり」についての報告を求めます。

○ 商工観光課長

筑前いづか雛のまつりについて報告をさせていただきます。2月10日、土曜日から3月4日、日曜日までの23日間、飯塚コミュニティセンターのメイン会場や各商店街を中心に、筑前いづか雛のまつりを実施いたしました。本年は飯塚市歴史資料館や麻生・大浦荘の特別公開等に加えて、2月23日、金曜日から3月4日、日曜日までの10日間に伊藤伝右衛門邸の一部公開を行い、大好評の中、過去最高の約31万人の人数でにぎわいました。以上、簡単でございますけど、筑前いづか雛のまつりについての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、報告の4番目、「開設50周年記念式典及びファン感謝祭について」、報告5「G1開催50周年記念レースの売上額及び入場者について」、報告6「臨時従業員のパート化について」、報告7「新館第7・8発売所の開館日の変更について」、以上4件を一括して報告を求めます。

○ 事業管理課長

それでは、お手元に提出させていただいております資料に基づきまして御説明させていただきます。まず、第1番目でございます、開設50周年記念式典及びファン感謝祭について。飯塚オートでは、昭和32年2月に開設されて以来、本年2月22日をもちまして50周年という記念の節目を迎えたところでございます。その記念式典を2月22日にのがみプレジデントホテルにおきまして、九州経済産業局、日本小型自動車振興会等の関係者約100名の方々の御出席をいただいて実施いたしましたところでございます。

また、その後、ファンなど400名を御招待いたしまして、田中茂選手のSG3連覇の報告会を兼ねまして、50周年記念のファン感謝祭を催したところで、盛会裏に終わりました。

続きまして、G1、この開設50周年記念レースの売り上げ及び入場者につきましてでございますけれども、平成19年2月の24日から28日の5日間実施いたしました。その売り上げは、全場場外発売を実施いたしまして、19億904万円でございます。前年度比で、若干でございますけれども、634万円、0.33%の減でございます。入場者につきましては、本場につきまして申し上げますと、2万7,537人で、前年度比で1,379人、5.27%の増ということになっております。

続きまして、3番目の従事員のパート化についてでございます。収支改善計画の課題でもあります臨時従事員のパート化につきましては、臨時従事員と団体交渉を重ねてまいりましたが、このほど合意に達しまして、平成19年3月31日付で全員パートとしての再雇用を条件に解雇いたしました。4月1日から今日、パートとして雇用しておる状況でございます。その退会給付金につきましては、年度途中でやめた従事員も含めまして、総額で289人分で約4億4,861万円でございます。すべて納付延長した日動振交付金をもって支払っております。また、再雇用後の賃金は、従来の平均賃金8,300円が日額6,800円といたしまして雇用しておるところでございます。この削減効果としては最大4,000万円程度を見込んでおるところでございます。

それから、次の新館第7、第8の発売所の開館日の変更でございます。特別観覧席の稼働率が大変悪うございまして、第1特観席で約25.3%、第2特観席で約25.8%の利用状況でございますので、これを集約して効率的な施設の運用を行って、経費の節減を図るものでございます。これにつきまして、開館日といたしましては、グレードレース、ナイター、正月等の特例の33日間は第7、第8発売所の部分に新館をあけるという予定でございます。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「職員の不祥事について」の報告を求めます。

○ 穂波支所市民環境課長

穂波支所市民環境課の職員の不祥事について御報告いたします。穂波支所での国民年金業務に関しまして、受け付けいたしました免除申請などを各種申請書の直方社会保険事務所への進達、それから送付事務が職員の職務怠慢により遅延いたしまして、保険料の督促がなされるなど、市民の皆さんに多大な御迷惑をおかけしました。

事後の処理は完全に完了しておりますが、市民の皆さんへの実質的な損害はなかったものの、市政に対する信用を失墜させまして、不信を惹起いたしました事案でございます。まことに申しわけなく、深くおわびする次第でございます。今後このようなことのないように確認体制の確立など職場改善に努めておりまして、待遇の向上も含め、市民の皆様の信頼回復に向け職務に精励しているところでございます。なお、係ります職員は穂波支所市民環境課市民年金係長、年齢50歳代の男性でございますが、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号によりまして、本年3月15日に戒告処分を受けておることをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」の報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の推進について御報告いたします。昨年11月6日に策定いたしました行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきましては、昨年12月定例会開会中の6常任委員会で御報告いたしましたが、改めて内容等につきまして御説明いたします。

まず最初に、行財政改革大綱について御説明いたします。配付いたしております行財政改革大綱の1ページをお願いいたします。本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など、大綱策定の趣旨について記載いたしております。2ページから4ページにかけては本市の財政状況、4ページから6ページにかけては行財政改革の必要性について記載いたしております。

7ページをお願いいたします。大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして、平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。2つの基本理念を掲げております。行財政の簡素化、効率化を図り、安定した行財政基盤の確立、2つ目が、市民と行政が協働した自主自立したまちづくりの推進。次に、基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。まず、一つ目でございますが、行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立。推進項目といたしましては、財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進、民間委託等による民間活力の活用、公共施設の統合整理及び有効活用等、地方公営企業の経営健全化、外郭団体等、地方公社、一部事務組合、第三セクターなどの経営の健全化。2つ目が、地域の個性及び特性を生かした一体性、均衡ある発展の確保。推進項目といたしましては、地域の物的・人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性、均衡ある発展の確保。3つ目でございますが、市民の視点に立った行政サービスの推進。推進項目といたしましては、便利でわかりやすいサービスの提供。4つ目でございますが、市民との協働、

パートナーシップによる行政運営の構築。推進項目といたしましては、人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進、公正で透明性の高い行政運営の推進。5つ目でございますが、分権型社会に対応した自主自立性が発揮できる組織体制の確立。推進項目といたしましては、時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織機構の構築、組織のフラット化と庁内分権の推進、定員管理及び給与の適正化、職員の意識改革と人材育成でございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に提案し、御意見、御提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見提言書を願います。

1 ページをお願いいたします。中段に記載されてありますが、今回の意見提言につきましては、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については適宜報告を受け、さらに点検しながら、1年または1年半後には公募市民等を含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。

2 ページをお願いいたします。各委員からの意見が集約されておりますが、その主なものといたしまして、事務事業の取捨選択の必要性、市民との対等なパートナーシップの構築、課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施等の意見、提言が述べられております。

次に、実施計画でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。2 ページをお願いいたします。大綱の基本方針及び推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。

4 ページをお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込み額でございますが、平成18年度2億9,941万7,000円、平成19年度21億5,961万円、平成20年度25億9,736万6,000円、平成21年度37億4,565万6,000円、平成22年度41億3,748万円、5年間計で129億3,952万9,000円となっております。

別に配付いたしております実施計画の抜粋をお願いいたします。個別の推進項目につきましては、全課にまたがるもの及び市民経済委員会の所管に関する主なものについて抜粋したものでございます。なお、内容の説明は省略させていただきます。

なお、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部及び行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連について御説明いたします。財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは平成18年度12月補正予算をベースとして、昨年11月、一定の条件をもとに平成27年度までの10年間分を作成いたしたものでございます。次のページに各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションは、平成19年度予算編成前に作成しておりますので、現時点の状況と異なる箇所が若干生じております。

次のページをお願いいたします。10年間分の財政シミュレーションでございますが、歳出の状況の下に記載いたしておりますAの欄、歳入マイナス歳出、一般会計でございますが、行財政改革を実施しなかった場合の財源不足額を記載いたしております。その下のB欄でございますが、前年度末における財政調整基金及び減債基金の残高を記載いたしております。C欄でございますが、前年度決算剰余積立金を記載いたしております。D欄でございますが、行革実施計画の全会計における効果見込み額、G欄は18年度行革効果見込み額と特別会計、企業会計を除いた一般会計のみの行革効果見込み額を記載いたしております。H欄は行革実施後の単年度収支額を記載し、I欄は行革後の年度末基金残を記載いたしております。

A欄の歳入マイナス歳出、一般会計でございますが、平成18年度は22億8,300万円、

平成19年度以降、毎年40億円程度の財源不足が予想されるところでございます。昨年度の当初予算では約52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスをとっているという御説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、18年度の交付税、予算執行状況等を精査し、昨年12月の補正予算の時点では財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。

その主な理由でございますが、最終ページをお願いいたします。まず、歳入では、市税、主に法人市民税でございますが、その収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国保会計繰り出し金の精算で約1億8,000万円、繰越金の増で約9億5,600万円、歳出では、行財政改革の平成18年度中の実施分で約2億9,900万円、執行残で約4億1,300万円などで、約29億1,700万円の財源が確保することができましたので、財源不足予想額が約52億円から22億8,300万円となったものでございます。

なお、下段に平成18年度と19年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものといたしまして、歳入で、国保会計繰り出し金の精算分の減1億8,000万円、繰越金の減約6億5,800万円、財産収入の減約2億9,700万円、歳出で、退職手当組合特別負担金の減約2億5,500万円、地域振興基金積立金の一般財源分の減2億円、介護特別会計繰り出し金の減約2億7,100万円、投資的経費の増5億円、公債費の増約4億3,600万円などで、約16億8,900万円の財源不足が増加する見込みであります。

恐れ入りますが、前のページをお願いいたします。平成19年度のA欄、歳入マイナス歳出に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれたところでございます。下から2段目のH欄の行革後の一般会計における単年度収支でございますが、平成19年度は20億3,600万円の財源不足となり、順次減少し、平成22年度にはおおむね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしております。

今回のシミュレーションには記載いたしておりませんが、平成28年度以降は合併による交付税の特例措置がなくなり、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の財政運営に当たっていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

○ 道祖委員

数値はよくわかるんですけど、平成22年で364万6,000円になって、平成23年度は9,161万になるわけですね。だから、これ一応平成22年度、5年間だけれど、計画は5年間だけれど、実質的にはやっぱり、これはプラスになるところまできちっと実施計画はやっていくということになっていかないと、5年ですよ、5年になってもまだそれは達成できてないということですよ、ねえ。だから、そこのところをもう少し強調した方がいいんじゃないかなと僕は思うわけですね。

それとともに、今説明ありましたけど、10年間は従来どおりの交付金ですよ。5年間は暫時削減していくということですから、その辺の数値も、ある意味では、5年だけれど、合併のときは15年ということを示してるんだから、それを、数字を出せるなら、やっぱり将来計画を出しておいた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、これは要望というか、意見です。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

以上をもちまして、市民経済委員会を散会いたします。お疲れ様でした。